平成２２年（フ）第１０７号
宮城県大崎市古川中里５丁目４番20―507号
ネオハイツ古川南
債務者　浅野　貞子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第８２９号
岐阜県各務原市松が丘１丁目37番地
債務者　名知佐和子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７号
岐阜県美濃市蕨生326番地
債務者　鈴木　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２９６号
岐阜県各務原市蘇原宮代町１丁目96番地
債務者　三品加奈子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２９９号
岐阜県羽島郡笠松町北及1892番地の２
債務者　田中　大介
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３００号
岐阜市加納東広江町61番地３
債務者　岩田つや子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０８号
山口県山陽小野田市大字山野井2623番地８
県営住宅１棟303号
債務者　濵田　　弥
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１４号
福島県相馬市馬場野字福迫184番地の１
債務者　岡田　晴夫
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第３８５号
神戸市北区杉尾台１丁目６番地の３
債務者　梅津佐知世
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５１号
神戸市灘区灘北通８丁目２番１―201号
債務者　上西　長浩
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２６号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番158―104号、従前の住所神戸市須磨区平田町３丁目３番５号
債務者　西本　皓二
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５３号
神戸市北区有馬町1377番地の１市営有馬住宅２―203号
債務者　赤田　広子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５７号
神戸市北区鈴蘭台北町３丁目12―16グランディア　ミ・アモーレ鈴蘭台210室、住民票上の住所神戸市灘区岩屋北町１丁目５番23号
債務者　増澤　誠吾
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６３号
神戸市北区有野台３丁目15番３―401号
債務者　冨田美智子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８５号
神戸市灘区岩屋北町２丁目４番20―107号
債務者　山形　幹恵
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８９号
神戸市須磨区高倉台１丁目３番１―403号
債務者　杉山　辰也
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２７号
兵庫県宝塚市中野町１番15号　マンション木本301、前住所兵庫県宝塚市中野町７番１号すみれマンション302
債務者　八木久美子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部